

佐賀県告示第 39 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 3 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 (1) 廃止年月日 令和 5 年 3 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人至慈会

所在地 杵島郡白石町大字戸ケ里 1831 番地 18

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護老人保健施設 清涼荘

所在地 杵島郡白石町大字戸ケ里 1831 番地 18

サービスの種類 通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護老人保健施設及び居宅介護支援

2 (1) 廃止年月日 令和 5 年 2 月 28 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団 別府整形外科

所在地 鹿島市大字高津原 3523 番地 1

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人社団 別府整形外科

所在地 鹿島市大字高津原 3523 番地 1

サービスの種類 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護